

運送事業者に対する行政処分(令和2年1月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般乗用	令和2年1月30日	城南交通株式会社(法人番号4230001004584) 代表者駒見伸子	富山県富山市太田12-25	富山営業所	富山県富山市太田12-25	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年11月25日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)(3)乗務等の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。